

緊急雇用創出事業実施要領

制 定	平成 21 年 2 月 26 日
一部改正	平成 21 年 5 月 29 日
	平成 21 年 10 月 23 日
	平成 22 年 1 月 28 日
	平成 22 年 4 月 1 日
	平成 22 年 11 月 26 日
	平成 23 年 4 月 5 日
	平成 23 年 5 月 2 日
	平成 23 年 11 月 21 日
	平成 24 年 12 月 28 日
	平成 25 年 4 月 1 日
	平成 26 年 3 月 20 日
	平成 27 年 4 月 1 日

第 1 目 的

この要領は、緊急雇用創出事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）において別に定めることとされている事項のほか、必要な事項について定める。

第 2 事業主体

緊急雇用創出事業の事業主体は、市町村（広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。

第 3 委託事業

1 対象事業の内容等

（1）緊急雇用創出事業の対象となる委託事業

緊急雇用創出事業の対象となる事業のうち、交付要綱第 2 の 1 に規定する民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「民間企業等」と総称する。）に対する委託により行う事業（以下「委託事業」という。）の内容は、次のとおりとする。

① 緊急雇用事業及び重点分野雇用創出事業

ア 市町村が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。ただし、重点分野雇用創出事業（未就職卒業者を対象とする事業を除く。）については、重点分野（介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光及び地域社会雇用の分野並びにこれらの分野を支える基盤としての教育・研究の分野をいう。以下同じ。）又は県において地域の成長分野として設定した 4 分野（産業振興、福祉・子育て、情報通信・安全、教育（重点分野に係るものを除く。）・文化の分野をいう。以下同じ。）に該当する事業であり、事業内容が単純清掃や単なる景観維持を目的とする事業でないこと。

イ 建設・土木事業でないこと。

ウ 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。

エ 地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業又は失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技能を習得させるための人材育成を行う事業であること。

② 地域人材育成事業

- ア 市町村が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。
- イ 重点分野又は長野県において成長分野として設定した4分野に該当する事業であること。
- ウ 建設・土木事業でないこと。
- エ 離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。
- オ 事業実施主体は、新たに雇用した失業者に対し、業務の遂行の過程内においておこなう職業訓練（OJT）や職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTなどの方法の組み合わせによる人材育成計画を策定し、これに基づき人材育成を行うものであること。

③ 震災等対応雇用支援事業（旧震災等緊急雇用対応事業）

- ア 市町村が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。
- イ 建設・土木事業でないこと。
- ウ 東日本大震災等の影響による失業者（被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域をいう。以下同じ。）に所在する事業所を離職した失業者又は被災地域に居住していた求職者（以下「被災求職者」という。）若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者。ただし、平成25年度以降新たに事業を開始する場合にあっては、被災求職者に限る。以下同じ。）の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、東日本大震災等の影響による失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。
- エ 平成27年度に開始した事業は、真に必要な事業に限定したものとすること。

④ 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業

- ア 被災地域に存する市町村が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。
- イ 建設・土木事業でないこと。
- ウ 被災地域において被災求職者の安定的な雇用機会を創出する事業であって、雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業であること。
- エ 雇用面でのモデル性については、以下を目安として、県が総合的に判断するものであること。
 - (ア) 事業内容が地域の特性を活かしたものであり、若者・女性・高齢者・障害者のそれぞれの能力や経験を活かせるものとなっているか。
 - (イ) 若者・女性・高齢者・障害者を多数雇用しているか。
 - (ウ) 若者・女性・高齢者・障害者が働きやすい環境となっているか（在宅勤務、短時間労働、ユニバーサルデザイン、ジョブコーチの配置、能力開発等）。

⑤ 起業支援型地域雇用創造事業

- ア 市町村が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。
- イ 建設・土木事業でないこと。
- ウ 地域の産業・雇用振興策に沿って、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を委託することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業としてふさわしい

事業であること。

エ 起業後10年以内の民間企業等であつて、本社が起業時と同一都道府県内に所在する企業に委託して実施するものであること。

オ 委託先の選定に当たり、有識者の意見を聴取した事業であること。

⑥ 地域人づくり事業

ア 市町村が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものも含む）の振替でないこと。）

イ 建設・土木事業でないこと。

ウ 事業を実施する市町村においては、以下の（ア）及び（イ）の事業をいずれかを実施すること。

（ア） 未就職卒業者や結婚・出産による離職から再就職を希望する女性求職者等の失業者に対して、当該失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業（失業者の雇用を伴わずに実施するものを含む。）（以下「雇用拡大プロセス」という。）

（イ） 非正規労働者の正社員化や販路拡大等の事業者の取り組みを支援することにより、在職者の賃金引上げ等の処遇改善を図る事業（以下「処遇改善プロセス」という。）

エ 雇用拡大プロセス（人材育成を行う事業を実施するものに限る。）に取り組む民間企業等は、失業者に対し、業務の遂行の過程内において行う職業訓練（OJT）や職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTなどの方法の組み合わせによる「人材育成・就業支援計画」を策定し、これに基づき人材育成及び就職支援を行うものであること。

オ 処遇改善プロセスに取り組む民間企業等は、事業の実施にあたり、賃金の上昇、新入社員の定着率の向上又は正社員転換を行う人数等に係る定量的な目標や実施する対策等について「処遇改善計画」を策定し、これに基づき賃金引上げ等の処遇改善を行うものであること。

(2) 新規雇用する労働者

① 労働者の募集

新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

② 労働者の雇用・就業期間

ア 緊急雇用事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は6か月以内とし、1回に限り更新を可能とすること。

ただし、新規雇用する労働者が被災求職者である場合には、2回以上の更新を可能とすること。

イ 重点分野雇用創出事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、若年者（40歳未満の者をいう。以下同じ。）の雇用機会の確保を目的として実施する事業（平成22年度に開始したものに限り）については、1回に限り更新を可能とすること。

また、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合には、2回以上の更新を可能とすること。

ウ 地域人材育成事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。
ただし、介護福祉士の資格取得を目指すことを目的とする事業及び若年者の雇用機会の確保を目的として実施する事業（平成22年度に開始したものに限る。）については、1回に限り更新を可能とすること。

また、新規雇用する労働者の雇用期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合には、2回以上の更新を可能とすること。

エ 震災等対応雇用支援事業（旧震災等緊急雇用対応事業）

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。
ただし、新規雇用する労働者の雇用期間が6ヶ月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、平成25年度までにおいては、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、平成26年度末までを雇用・就業期間とし、2回以上の更新を可能とする。平成26年度までにおいては、新規雇用する労働者が新被災求職者である場合は、平成27年度末までを雇用・就業期間とし、2回以上の更新を可能とすること。平成27年度以降においては、新規雇用する労働者が被災三県求職者である場合は、2回以上の更新を可能とするが、本事業の趣旨は被災求職者の一時的雇用の場の確保であることに鑑み、同一人について不安定な雇用を継続することのないよう、事業終了後の安定雇用への移行に特段の配慮をすること。

なお、被災求職者を優先的に雇用すること。

オ 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業

新規雇用する労働者の雇用期間は1年以上とし、更新を可能とすること。

カ 起業支援型地域雇用創造事業

新規雇用する労働者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

キ 地域人づくり事業

新規雇用する労働者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が新被災求職者である場合、2回以上の更新を可能とすること。

③ 失業者であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。

なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によることとする。

また、新規雇用する労働者が被災求職者である場合には、被災地域に所在する事業所を離職した失業者又は被災地域に居住していた求職者であることを上記に準じて確認するものであるが、これを証明できるものの提示ができないときは、本人からの聞き取りによることとして差し支えない。

④ 新規雇用する労働者に人材育成を行う場合の留意点

委託事業を受託する事業主が新規雇用する労働者の人材育成を行う場合であって、業務の遂行の過程内において行う職業訓練(OJT)を行うに当たっては以下の

点に留意すること。

ア 新規雇用する労働者の役務提供によって売上が発生する場合は、以下3(13)による委託費により生じた収入に該当するものであること。

イ 委託先事業主がOJTと称して入札等の価格競争で有利な立場を得るためこの事業を利用することのないよう、事業の本来趣旨に沿った運用とすること。

2 事業委託の対象者

事業委託の対象者は、民間企業等であって委託事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものとする。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体、基金事業における著しく不適切な事業実施等により都道府県又は市町村から指導を受けた団体、国の緊急雇用創出事業等実施要領の第4の12に規定する検査等又は第14の4に規定する調査等に対する虚偽の報告等を行った団体、法人格が形骸化しているなど法人格が否認される団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

3 委託契約等

市町村における委託事業に係る委託契約の際には、各市町村の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるものとし、各市町村の財務規則等に基づき、契約するものとする。

また、緊急雇用創出事業について請負契約を締結し、請負先を一般競争入札又は指名競争入札により決定する場合は、低入札価格制度、最低制限価格制度を適宜利用するものとする。

なお、委託契約等には、当該市町村において規定する事項のほか、次の事項を含めなければならないものとする（地域人づくり事業のうち、雇用拡大プロセス（失業者の雇用を伴わずに実施するものに限る。）及び処遇改善プロセスについては、(3)、(4)、(5)及び(6)を除く。）。

(1) 委託事業の予定期間及び終了予定期日

(2) 予定される事業費及び人件費

(3) 事業に従事する予定の全労働者数及びそのうち新規雇用する予定の失業者の数

(4) 事業で新規雇用する予定の労働者の雇用・就業期間

(5) 事業で新規雇用する予定の労働者の募集方法

(6) 受託者は、労働者を新規雇用する際に、1の(2)の③により、失業者に該当することについて、確認するものであること。

(7) 受託者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、原価（当該調達品の製造原価など）をもって対象経費とすること。

(8) 受託者は、委託事業に係る収入・支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに委託事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、要求があったときはいつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならないこと。

(9) 受託者は、委託者が受託者（新規雇用する労働者を含む）に対して実施する実施状況調査等について、委託者の依頼に基づき協力しなければならないこと。なお、事業終了後も同様とする。

(10) 受託者が事業の実施に当たり1に反した場合には、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。また、委託者は、受託者が前記2の但し書きに挙げた団体がその事実を偽り契約に至った場合、委託契約を解除し、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。

- (11) 委託者は、受託者の事業遂行状況及び委託費の使途・経理等に問題がないか、定期的に事業場に立ち入るなどして点検・確認するものであること。
- (12) 事業が終了した場合は、前記（１）から（５）までの事項を内容に含む実績報告書を作成し、委託者に提出しなければならないこと。
- (13) (12)により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるとき（受託者の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社が委託費により発生した収入を得ていた場合も含む）は、委託者は受託者に対し、返還を命じなければならないこと。

なお、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業、起業支援型地域雇用創造事業及び地域人づくり事業の委託事業に係る契約期間終了時点において、次のいずれかの要件を満たす場合、受託者は、委託費により発生した収入の返還を要しないこと。

 - ① 受託者が、自助努力により、委託事業に係る契約期間終了後も事業を継続し、受託者が、委託事業において雇用した労働者のうち、その1/2以上を委託事業に係る契約期間終了後も継続して雇用すること。
 - ② 地域人づくり事業（処遇改善プロセスに限る）の受託者が、委託費により発生した収入を用いて、受託者の従業員の処遇を改善すること。

第4 直接実施事業

緊急雇用創出事業の対象となる事業のうち、交付要綱第2の1の（6）の自ら実施することができる事業（以下「直接実施事業」という。）は、第3の1（1）①から③に該当する事業（地域社会雇用分野の事業を除く。）であること。

なお、被災求職者を雇用する場合を除き、重点分野雇用創出事業及び地域人材育成事業については、地域において、民間企業等の委託先が見込まれない場合等に、直接実施が可能となるものであること。

第5 緊急雇用創出事業の運営

1 事業計画等

- (1) 市町村は、補助金の交付申請時及び事業年度開始前の別に指定した日までに、緊急雇用創出事業計画書（様式第1号）を作成し、所轄の地方事務所長に提出するものとする。
- (2) 市町村は、前項の計画を変更しようとする場合には、あらかじめ緊急雇用創出事業計画変更書（様式第2号）を作成し、所轄の地方事務所長に提出するものとする。
- (3) 市町村は、上下半期ごと（9、3月末）に、当該上下半期に終了した緊急雇用創出事業について緊急雇用創出事業実施状況報告書（様式第3号）を作成し、上半期については10月10日、下半期については5月31日までに、所轄の地方事務所長に提出するものとする。

なお、地方事務所長は上記の提出時期にかかわらず、必要がある場合には、随時期限を定めて市町村に特別事業の実施状況の報告を求めることができるものとする。

- (4) 地方事務所長は、(1)から(3)により市町村から提出された事業計画書等を取りまとめた上、別に指定する日までに知事に報告するものとする。
- (5) 事業計画の策定及び事業の実施にあたっては、必要に応じ関係者の意見を聞くとともに、事業に新規雇用（就業を含む。以下同じ。）した労働者が当該事業における雇用・就業期間終了後において、その事業での経験を生かして安定した雇用につながるよう留意するものとする。

2 事業計画全体としての要件等

- (1) 第5の1に規定する緊急雇用創出事業計画書（変更があった場合は計画変更書）において、緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業、震災等対応雇用支援事業又は生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業若しくは起業支援型地域雇用創造事業に盛り込まれた第3及び第4の規定により実施する事業が、年度ごとの市町村のそれぞれの事業計画全体（重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業及び震災等対応雇用支援事業については、合算することとする。）として、事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であること。

なお、当該要件は、市町村が作成する年度ごとの事業計画全体として判断されるものであり、個々の委託事業については、本事業の趣旨を踏まえ、効果的な運用に努める必要がある。

ただし、地域人材育成事業（介護分野の事業を除く。）については、個々の事業について、新規雇用する失業者の人件費以外の事業費のうち、研修に係る費用の割合を5分の3以上とすることを基本とする。

また、緊急雇用創出事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定するものとする。

- (2) 事業計画の策定や事業の実施に際しては、離職した非正規労働者や中高年齢者、未就職卒業者、障害者、日系人、被災求職者その他就職が困難な者等特に各地域において支援が必要となる者の状況も踏まえ、こうした者に対し、雇用・就業機会が提供されるよう配慮すること。

また、特定の失業者のみを対象とした事業や教員等公務員の退職者対策のための事業とならないようにすること。

なお、新規雇用する労働者に関しては、第3及び第4の規定により実施する複数の事業に同一の者が重ねて就く場合は、通算した雇用・就業期間が1年以内となるよう留意すること（介護分野以外の事業に従事していた者が、介護分野の事業に従事する場合、起業支援型地域雇用創造事業に従事する場合、地域人づくり事業に従事する場合及び被災求職者を雇用する場合を除く。）。

3 担当窓口の明確化等

- (1) 市町村は、緊急雇用創出事業に係る担当窓口を明確にし、緊急雇用創出事業を周知・広報するとともに、各事業の委託や労働者の募集に関する問い合わせに対応するものとする。
- (2) 市町村は、公共職業安定所と必要な連携を図るものとする。

第6 各種助成金との併給調整

- (1) 委託事業を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。
- (2) 地域人づくり事業を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

第7 事業の上積み

市町村は、第3及び第4の規定により事業を実施するとともに、併せて、自らの財源により、事業の上積みができるものとする。

ただし、補助事業と自らの財源による事業とが、同一の契約上において混在することのないよう、契約が峻別されているものであること。

第8 軽微な変更

交付要綱第3の(1)に定める知事の指示する軽微な変更とは、各市町村ごとの事業計画の全体事業費の減額であって、その変更額が交付決定額の10パーセント未満である変更をいう。

第9 実績報告

- 1 地方事務所長は、交付要綱第6に定める市町村からの実績報告を取りまとめの上、別に指定する日までに知事に提出するものとする。
- 2 交付要綱第6の2に定める関係書類のうち次の書類の様式はそれぞれ各号に掲げるものとする。
 - (1) 緊急雇用創出事業実績報告書(様式第3-1号)
 - (2) 雇用実績報告書(様式第3-2号)
 - (3) 雇用実績内訳書(様式第3-3号)
 - (4) 経費内訳書(様式第1-3号)

第10 財産の取得制限等

市町村が緊急雇用創出事業を実施する場合に必要となり取得する財産(委託事業の委託先が委託事業を実施する場合に取得する財産を含む。)は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。ただし、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業において、当該事業で新規雇用された高齢者や障害者等が使用する備品であって、ユニバーサルデザインのものについては、100万円未満とする。なお、50万円以上の財産の活用が事業実施に必要な場合は、原則として賃貸借契約とし、下記により対応すること。

- 1 入札の実施や複数業者からの見積書を徴する等により適正な価格をもって契約すること。
- 2 委託者と受託者の間で文書又は口頭により委託事業終了後における本件基金事業によらない事業継続の合意があったとみなされる場合は、原則として賃貸借物件の法定耐用年数を賃貸借期間として設定し契約(賃貸借期間を通じて均等払い契約とする)するべきものであり、委託事業終了後の残債務については受託者等が引き続き負担(委託事業の中止又は委託契約の解除の場合も同様とする)すること。
- 3 本事業による賃貸借契約終了後の所有権移転は、法定耐用年数よりも短い期間で割高の賃貸借料を支払うのみならず、上述の財産取得制限にも抵触することから、厳に慎むこと。

第11 事業の終了

緊急雇用創出事業の終了時期は、以下のとおりとする。

- (1) 緊急雇用事業は、平成23年度末までとする。
- (2) 重点分野雇用創出事業は、平成25年度末までとする。
- (3) 地域人材育成事業は、平成24年度末までとする。
- (4) 震災等対応雇用支援事業(旧震災等緊急雇用対応事業)は、平成24年度末(ただし、平成24年度までに開始した事業については、平成25年度末)までとし、最大1年間の雇用を可能とする。

ただし、被災求職者を雇用する事業については、平成25年度末までの雇用を可能とする。

また、被災地域については、平成25年度末(ただし、平成25年度までに開始した事業については、平成26年度末)までとする。

- (5) 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業は、平成27年度末までとする。た

だし、事業期間は最大3年間とする。

- (6) 起業支援型地域雇用創造事業は、平成25年度末（ただし、平成25年度までに開始した事業については、平成26年度末）までとする。
- (7) 地域人づくり事業は、平成26年度末（ただし、平成26年度までに開始した事業については、平成27年度末）までとする。

第12 その他

- 1 平成20年12月1日以降に開始された緊急雇用創出事業について、補助の対象とするものであること。
- 2 この要領に定めるもののほか、緊急雇用創出事業に関し必要な事項は、長野県産業労働部長が定めるものとする。

(様式第 1 号)

平成 第 年 月 号
日

地方事務所長 様

市町村の名称及びその長の氏名 印

緊 急 雇 用 創 出 事 業 計 画 書

[緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業、震災等対応雇用支援事業]
[生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業] [起業支援型地域雇用創造事業]
[地域人づくり事業]

このことについて、別紙のとおり提出します。

添付書類

- (1) 緊急雇用創出事業計画書 (様式第 1 - 1 号)
- (2) 緊急雇用創出事業計画書 個表 (様式第 1 - 2 号)
- (3) 緊急雇用創出事業 経費内訳書 (様式第 1 - 3 号)

(注) 事業名は該当する事業を○で囲むこと。

(様式第2号)

平成 第 年 月 日

地方事務所長 様

市町村の名称及びその長の氏名 印

緊急雇用創出事業計画変更書

[緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業、震災等対応雇用支援事業]
[生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業] [起業支援型地域雇用創造事業]
[地域人づくり事業]

このことについて、下記及び別紙のとおり変更したいので提出します。

記

- 1 変更の内容及びその理由
- 2 変更予定年月日

添付書類

- (1) 緊急雇用創出事業計画変更書 (様式第2-1号)
- (2) 緊急雇用創出事業計画変更書 個表 (様式第2-2号)
- (3) 緊急雇用創出事業 経費内訳書 (様式第1-3号)

(注) 事業名は該当する事業を○で囲むこと。

(様式第3号)

平成 年 月 日
第 号

地方事務所長 様

市町村の名称及びその長の氏名 印

緊急雇用創出事業実施状況報告書 (半期)

[緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業、震災等対応雇用支援事業]

[生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業] [起業支援型地域雇用創造事業]

[地域人づくり事業]

平成 年 月 日付け 指令 第 号で補助金交付決定のあった平成 年度緊急雇用創出事業の実施状況 (半期) について、別紙のとおり報告いたします。

添付書類

- (1) 緊急雇用創出事業実績報告書 (様式第3-1号)
- (2) 緊急雇用創出事業雇用実績報告書 (様式第3-2号)
- (3) 緊急雇用創出事業雇用実績内訳書 (様式第3-3号)
- (4) 緊急雇用創出事業経費内訳書 (様式第1-3号)
- (5) 労働者の募集に関する書類
- (6) 検査調書の写し (委託事業の場合)

(注) 事業名は該当する事業を○で囲むこと。